

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成20年 5月14日
【会社名】	ワタベウェディング株式会社
【英訳名】	WATABE WEDDING CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡部 隆夫
【本店の所在の場所】	京都市下京区烏丸通仏光寺上る二帖半敷町671番地
【電話番号】	075(352)4111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 山本 弘也
【最寄りの連絡場所】	京都市下京区烏丸通仏光寺上る二帖半敷町671番地
【電話番号】	075(352)4111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 山本 弘也
【縦覧に供する場所】	ワタベウェディング株式会社東京グランドプラザ (東京都中央区京橋1丁目1番6号) ワタベウェディング株式会社大阪グランドプラザ (大阪市北区角田町2番15号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

(注)上記の東京グランドプラザ及び大阪グランドプラザは、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

1【提出理由】

当社及び連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

平成20年5月8日（当社取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社は、現行使用のコンピュータシステムの刷新をめざし、新基幹システムの開発を行っていましたが、設計方針の変更が生じたことにより、構築に要した費用の資産性並びに新基幹システムが将来においてもたらず期待収益効果等を評価いたしました結果、従来の開発コンセプトを一部引継ぐものの十分な評価が得られないものと判断し、減損処理をおこなうこととし、特別損失に計上することといたしました。

(3) 当該事象の連結損益及び個別損益に与える影響額

当該事象による損失560,564千円は、平成20年3月期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の連結損益計算書及び損益計算書において特別損失として計上する予定であります。